

第7回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和3年10月25日（月）

（豊岡市役所出石庁舎大会議室）

午後1時30分開会

議事日程

諸 報 告

日程第1 議事録署名委員の指名

1 番 瀧下 康德 委員

2 番 森田 強 委員

日程第2 会期の決定 10月25日 1日間

日程第3 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 第47号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第5 第48号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第6 第49号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第7 第50号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

日程第8 第51号議案 農地法第5条第1項第8号の規定による協議について

日程第9 第52号議案 豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

日程第10 第53号議案 農用地利用集積計画の決定について

出席委員（18名）

1 番 瀧 下 康 徳

2 番 森 田 強

3 番 平 野 薫

4 番 宮 岡 正 則

5 番 平 峰 英 子

6 番 石 橋 重 利

7 番 栗 原 安 信

8 番 上 坂 定

9 番 井 谷 勝 彦

10 番 和 田 敏 明

11 番 中 島 覚

12 番 西 沢 泰 裕

14 番 高 尾 利 美

15 番 大 谷 均

16 番 仲 川 弘 之

17 番 原 清 美

18 番 村 田 憲 夫

19 番 大 原 博 幸

欠席委員（0名）

事務局出席職員職氏名

事務局長……………丸 谷 祐 二
主幹兼係長……………古 谷 明 仁

事務局次長……………兼 井 伸 二
主査……………西 田 弥

会長挨拶

○議長（大原 博幸） それでは定刻になりましたので第7回豊岡市農業委員会総会を開催させていただきたいと思ひます。今日は、いつもですと本庁舎の会議室を使って総会をやるんですけども、本日は選挙であつたり、ワクチン接種会場等の都合により、出石で総会を開催するというこゝで、雰囲気を変えて慎重審議いただけたらと思ひております。11月中頃を過ぎますとこの辺の山も非常に綺麗な紅葉が見えるんですけども、まだちょっと早くて紅葉は見られませんけれども、また楽しみにしてみなさんも紅葉を見においでいただけたらと思ひております。それから話は変わりますけど、土曜日の神戸新聞でこんな記事見られましたか。農地ナビの記事が載ってました。優良農地が農振農用地になっているかどうかを見られるものなんですけども、残念ながら更新されてないよということをお会計検査院が指摘してます。聞いてみると、更新はしたいんだけど、更新にかかる費用がないんやということ、豊岡市においてもなかなかできないと。国はデジタル庁を設置してデジタル化を進めようとしているときに、大変お粗末な話やなとこんなふうなことを感じました。とはいえ、今後こんな形で会計検査院に指摘されるということになりますと、どのようなへんがあるか分かりませんが、デジタル化ということ、こんな動きが出てくるかもしれません。みなさん方もスマホをお持ちの方は一度この農地ナビをのぞいていただいて、どんなものかなとこのを見ていただいたらいいんじゃないかなとこんなふうにお思ひますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思います。それでは総会の方に入っていきます。座って進行させていただきます。

諸報告

○議長（大原 博幸） 日程に先だち諸報告をします。

欠席、遅刻等の通告委員を報告します。遅刻委員は、10番 和田委員です。通告を受けております。

行政報告

○議長（大原 博幸） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（大原 博幸） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑がないようですので、質疑を終結します。
ただいまの出席委員数は18名であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
ただ今から第7回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。
本日の会議に付した事件は、報告案件1件、許可申請案件27件、証明案件6件、届出書受理案件4件、協議案件1件、合計39件です。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。
直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（大原 博幸） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、議長より2名を指名します。
1番 瀧下康徳委員
2番 森田 強委員
以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（大原 博幸） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。
第7回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。
よって第7回総会（定例会）は、本日10月25日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（大原 博幸） 日程第3、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。
事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

第47号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長 (大原 博幸) 付議事項に入ります。日程第4、第47号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、18番 村田委員、お願いします。

○現地調査員 (村田 憲夫) 去る10月13日、原委員と私と事務局で現地確認を行ってまいりました。事務局の説明のとおりで、補足事項はありません。以上です。

○議長 (大原 博幸) 日高、出石地域の現地調査の調査員を代表して、1番 瀧下委員、お願いします。

○現地調査員 (瀧下 康徳) 去る10月14日、事務局2名、2番森田委員、私瀧下で現地調査を行いましたけど、事務局の報告のとおりで特に補足して申し上げることはありません。以上です。

○議長 (大原 博幸) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。よって、第47号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可書を発行します。

第48号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第5、第48号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、城崎地域の現地調査の調査員を代表して、18番 村田委員、お願いします。

○現地調査員（村田 憲夫） 10月13日、原委員と私と事務局で現地確認を行ってまいりました。補足する事項はありません。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。よって、第48号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時00分）

（再開 午後2時10分）

○議長（大原 博幸） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

第49号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第6、第49号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、城崎地域の現地調査の調査員を代表して、18番 村田委員、お願いします。

○現地調査員（村田 憲夫） 10月13日、原委員と私と事務局で現地確認を行ってまいりました。59番の補足説明をしたいと思います。山本の件なんですけども、私と西推進委員が地元です。10月10日、山本の区長と農会長とで事情を聞いてということで出席を求められました。山本で公民館に行きますと住民も7、8人おられて、総勢10人ぐらいおられて、ここは山本の深町というところで雨が降ったら浸水しやすいところで、宅地開発が進んでから住民もピリピリしているような中で、なんで区長も農会長も農地転用の同意の判子押してないのに、農業委員会が受理するんやと。いやいや受理はしていませんと。受付は済んでいるから事務局としては受理する方向で動いていますと。その後は農業委員会総会で審議しますということを説明してまいりました。その中で地元としては境界から50センチ離れた状態で擁壁を立ち上げるということで受け付けてほしいということで要望しているということです。やはり新しくそこに住まわれる方がいろんな軋轢を生じるということで、頼むから判子押しちゃってえなということでお願いしていたら、最終的には1メートル離してそれから側壁をするというようなことで、そういう条件を申請者が持ってこられたということで、地元としても、区長と農会長さんも判子を押してもらって今回提出となっています。一番考えないといけないのは、農地も大事ですけど、そうやって新しい人が転用して地区に入られるならできることであれば通してあげたい。それと新しく入居されるなら気持ちよく迎え入れていただきたいというようなことを私も思いますし、実際山本区にもそういうことをお願いしておきました。なかなか宅地開発というのは難しいんですけども、そういう意味で農業委員会で十分に審議していただいたらいいと思います。以上です。

○事務局（古谷 明仁） 今の件ですが、隣接の区長さん、農会長さんに本来転用にかかる同意印をもらうんですけども、関係者から同意書が取れない場合に疎明書を提出する方法があります。いついつどういう資料を地元区長と農会等に説明したか、そういう経過を文書等にすることで、同意書に代わる書類としてあります。それが出てきた場合には事務局としましては申請者の意向、内容確認と地元の方の同意等の内容確認を行って、それをもとに今日の農業委員会の総会でそのあたりを説明させていただいて審議いただくというのが筋なんですけれども、最終的に地元の村田農業委員あるいは西推進委員にご協力いただいて地元との調整をしていただきました。地元は水によく浸かる土地なので法面じゃ

だめだと。官地から50センチ離して擁壁を立ててくれというのが当初からの要望だったんですけども、土が水路に落ちないように防護、法面は緩やかにする、芝生を張る、そういう対策をするということで何度かやりとりをしたわけなんですけれども、最終的には地元の要望どおり官地から1メートル離して擁壁をするということで合意に至るということで本日事務局の説明では同意を頂いたということで疎明書の説明は省略させていただいたというような状況でした。

○議長（大原 博幸） 続きまして、日高、出石、但東地域の現地調査の調査員を代表して、1番 瀧下委員、お願いします。

○現地調査員（瀧下 康徳） 10月14日、事務局2名、2番森田委員、私で現地調査を行いました。事務局の説明のとおりで特に補足して申し上げることはありません。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番 西沢委員。

○12番（西沢 泰裕） 55番の案件なんですけど、面積587平方メートルに対して露天駐車場8台ということで、これが妥当な台数かといったらかなり余部があるように思えるんですけど、そのへんの基準とかあたりしますか。

○事務局（古谷 明仁） 基準はありません。駐車場の台数8台ですけども、8台が少ないのではということなんですけれども、間に通路と法面があってそのあたりを考えると少なすぎるということはないかなと考えています。

○12番（西沢 泰裕） わかったような、わからないような。

8台というより十何台の方が納得しやすいなと思います。かなり余裕のある面積ですよ。憶測ですが、駐車場以外に使われるという可能性も無きにしも非ず。

○事務局（古谷 明仁） 今回申請者は隣接でアパート経営されています。その駐車場が少ないということと、そのアパートの一部で店舗もされているので、お客さんが安心して車を止められるようゆったりということかそういう計画にはなっているように思います。ですので駐車場以外にはされないというふうに事務局は思ってますけれども、また地元の委員さん等も見ておいていただけたらと思います。

○12番（西沢 泰裕） ゆったりということで理解します。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第49号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第50号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長 (大原 博幸) 日程第7、第50号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、18番 村田委員、お願いします。

○現地調査員 (村田 憲夫) 先ほどの説明のとおりで補足する事項はありません。以上です。

○議長 (大原 博幸) 出石地域の現地調査の調査員を代表して、1番 瀧下委員、お願いします。

○現地調査員 (瀧下 康徳) 事務局の説明のとおりで追加して説明することはありません。以上です。

○議長 (大原 博幸) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第50号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証

明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第51号議案、農地法第5条第1項第8号の規定による協議について

○議長（大原 博幸） 日程第8、第51号議案「農地法第5条第1項第8号の規定による協議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

出石地域、但東地域の現地調査の調査員を代表して、1番 瀧下委員、お願いします。

○現地調査員（瀧下 康德） 10月14日、事務局2名および2番 森田委員と私で現地調査を行いました。事務局の説明のとおりで追加して補足することはありません。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第51号議案「農地法第5条第1項第8号の規定による協議について」は、原案のとおり可決されました。

承認するという意見を付して県知事に進達します。

第52号議案、豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

○議長（大原 博幸） 日程第9、第52号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

竹野地域の現地調査の調査員を代表して、18番 村田委員、お願いします。

○現地調査員（村田 憲夫） 10月13日、原委員と私と事務局で現地確認を行ってまいりました。事務局の説明のとおりで補足事項はありません。以上です。

○議長（大原 博幸） 日高地域の現地調査の調査員を代表して、1番 瀧下委員、お願いします。

○現地調査員（瀧下 康德） 10月14日、事務局2名および2番 森田委員と私で現地調査を行いました。補足して申し上げるようなことはありません。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第52号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」は、原案のとおりすべて可決されました。

受理書を発行します。

第53号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（大原 博幸） 日程第10、第53号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第53号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

閉会

○議長（大原 博幸） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和3年度第7回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後3時05分閉会